

平成24年8月27日

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に対する意見

全国共済農業協同組合連合会

「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」（以下「所見」と略）につきまして、下記により意見させていただきますので、今後の調査審議に際し、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 間接的な政府出資について

郵便保険会社の新規業務の実施につきましては、所見に「新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上」（所見3(1)①ア）とあるように、利用者の利便性の向上を重要視すべきことはいうまでもありません。しかし、郵便保険会社は、他の事業者には具備することができない「官業由来の優位性」および「間接的な政府出資」を享受しており、現状のまま新規業務の実施等が行われることは、民間事業者を圧迫し、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新」（所見2①）に反すると考えます。

とりわけ生命保険・共済は長期間の契約が多く、生命保険会社・共済団体の信頼性は加入先選択時の重要な要素となります。郵便保険会社が、日本郵政株式会社からの出資によって間接的な政府出資を享受していることは、「暗黙の政府保証」（郵便保険会社への政府の後ろ盾）があるとの期待と安心感を国民に与え、信頼性の向上に大きく寄与し、民間事業者より優位に立つ材料になっていると認識しております。

「暗黙の政府保証」のイメージについては、所見にあるとおり「郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報によりその払拭に努めてきた」（所見2④）という事実はあるものの、郵政民営化の実現から先般の改正郵政民営化法（以下「改正法」）の成立に至るまでの経緯および改正法において金融二社の株式処分に明確な期限が付されていないことに鑑みますと、その払拭は容易でないと想定され、「関係各方面において、引き続き積極的に努力すべき」（所見2④）ことを期待いたします。

また、所見には、「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」(所見 3(1)①イ)とありますが、民間事業者が損害を被った際、事後的に損失を回復することは一般的に多大な困難が想定されることから、事前の制限や検証を重要視すべきと考えます。

したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社の全株式の処分時期を明示されるよう努められるとともに、郵便保険会社の新規業務の実施等に関する調査審議に際し、政府、日本郵政株式会社および郵便保険会社における取組みの実際の成果(「間接的な政府出資」の解消状況や国民における「暗黙の政府保証」のイメージ払拭状況)および民間事業者に生じる影響を事前に十分ご検証された上で、ご判断いただきたく考えます。

2 郵便保険会社のビジネスモデルおよび保険のユニバーサルサービスについて

所見には「リスクとリターンの構造からみると、現在の金融二社のビジネスモデルには競争力や成長性に課題があり」、「(民営化後も)郵便保険会社では新規契約は若干回復傾向にあるものの、保有契約が減少し、総資産の減少が続いている」(所見 2②)とありますが、保有契約や総資産の減少は共済・保険業界にも見られる傾向であり、郵便保険会社のビジネスモデルに起因するとは必ずしもいえないものと考えます。

また、保有契約や総資産の減少傾向の継続により、「日本郵便株式会社のユニバーサルサービスの責務の履行にも支障が出る」(所見 2②)ことへの懸念が示されておりますが、協同組合等の地域に密着した民間金融機関は、大都市への人口集中や農山漁村の過疎化・高齢化といった環境にあっても、経営努力により農家・組合員ひいては地域へのサービス提供の維持に努めております。

保険・共済のユニバーサルサービスを実現する意義について、地域に密着した協同組合としてその重要性を深く認識しているところですが、自助努力によってサービス網の維持に努める民間事業者との公平性の観点に留意すべきであると考えます。

したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社のビジネスモデルおよび保険のユニバーサルサービスにつきまして、「官業由来の優位性」および「間接的な政府出資」による影響も含め、民営化後の郵便保険会社や生命保険

会社・共済団体の経営状況および地域に密着してサービス提供を続ける民間金融機関との公平性を考慮し、ご配慮いただきたく考えます。

3 新規業務に関する調査審議の方針について

所見には、「既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないと考えられる。」(所見 3(2)①)とありますが、間接的な政府出資が残る間は、たとえ「既存の業務の見直し」等であっても、民間事業者の圧迫につながる業務があると考えます。

したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社の新規業務の実施に関する調査審議に際し、業務範囲の拡大や商品性の向上に結びつくものについては、「間接的な政府出資」が残る間は認められるべきではなく、さらなる合理化・効率化等の取組みによって、現状の業務範囲内での企業価値向上を図るべきことに、ご配慮いただきたく考えます。

4 保険加入限度額の取扱いについて

所見では、平成18年の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」で示されていた「例えば、流動性預金の預入限度額の撤廃については、政令改正の際には、必要に応じ、肥大化につながらない態勢という点や、他業務との関連での必要性という点に留意する」旨の記述が削除されています。

間接的な政府出資が残るにもかかわらず、保険加入限度額の撤廃または引上げを実施することは、新規業務の実施と同様、民間事業者を圧迫するものと考えます。

したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、改正法の成立に際し、衆議院郵政改革特別委員会および参議院総務委員会において、「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」とされた附帯決議の趣旨を踏まえた、保険加入限度額の取扱いに関する準則を明らかにする等、ご配慮いただきたく考えます。

以 上